

● 専門知識を活かしたスタッフの役割分担

・各担当者の役割については以下表の通りです。

区分	担当業務	人数	能力・実績等	雇用形態
所長	全体統括および折衝	1名	・青少年野外教育分野における企画運営指導経験者 ・自然学校におけるマネジメントの実務経験者	常勤
総務副所長	所長補助	1名	・全体調整補助や教育委員会との連絡調整ができる者	常勤
事業副所長	主催事業、 プログラム運営責任者	1名	・青少年野外教育分野における指導経験者	常勤
総務担当	会計業務、 副所長補助	1名	・会計業務に精通している者	常勤
設備担当	設備管理全般	1名	・施設管理経験者	常勤
事業担当	主催事業 プログラム運営 ボランティア養成	7名	・青少年野外教育分野における指導経験者	常勤
用務員	外構管理全般	5名	・外構管理を実施するために健康である者	非常勤
事務員	運営補助	1名	・青少年野外教育分野に理解がある者	非常勤
事業員	主催事業補助 プログラム運営補助 ボランティア養成補助	1名	・青少年野外教育分野に理解がある者	非常勤

① 所長

全体責任者として、学校関係者や利用者、地域との連絡調整にあたります。

② 総務副所長

庶務関係の責任者として所内の一般業務を主に行います。また、食堂部門・清掃部門を統括し、神奈川県教育委員会への報告、折衝を行います。

③ 事業副所長

主催事業企画・運営・指導、利用団体の相談業務、活動プログラム開発および指導、広報活動・県内学校営業、ボランティア養成等の責任者として業務にあたります。

● 自然体験活動事業の人員配置について

- ・所長、事業副所長については、自然体験活動事業に精通した人員を配置します。
- ・国際自然大学校のネットワークを活用し、適正な人材を確保します。
- ・具体的には、野外活動に関する資格を複数有したものを配置します。

【資格例】

① **NEALインストラクター**：全国体験活動指導者認定委員会が認定する資格です。

事業の企画、運営について指導することができます。

② **CONE リスクマネジャー**：NPO 法人自然体験活動推進協議会（CONE）が認定する資格です。

1)安全管理マニュアルの見直し、2)スタッフトレーニングの実施、3)適切な保険加入、4)「ヒヤリハットシート」及び「事故報告」の分析、(5)事故事例等の情報共有を監修・指導することができます。

③ **野外力検定主任検定員**：アウトドアチャレンジ運営協議会が認定する資格です。

野外力検定は、自然体験活動にゲーム感覚で取り組み、その修得成果を認証する取り組みです。その野外力検定会の指導、企画及び運営をするための資格です。当施設の主催事業にも取り入れております。

イ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

(業務の一部を委託する場合の、委託業務や委託先の管理・指導体制について記載してください。)

●管理体制：再委託先登録制度

- ・代表団体東急コミュニティーでは、再委託先の登録制度を設けています。
- ・再委託先を外注管理マニュアルに沿って業務審査を経たうえで、維持管理を実施する協力会社の選定並びに発注を行っています。

●登録会社数 ※2020年3月時点
管理業 4348社、工事業 1642社を登録

●登録基準

①作業能力品質

- ⇒求められる品質を確保できるか
- ・東急コミュニティー業務基準(TCスタンダード)への適合
 (目的：変動しがちな品質の基準を規定するため)
- ・登録担当者と面談の上、信頼に足る会社が審査
- ・業者管理物件での実際の作業状況の確認

- 【TCスタンダード一例】
- ・TC定期清掃業務標準仕様書
 - ・TC日常清掃業務標準仕様書
 - ・TCガラス清掃業務標準仕様書
 - ・TCホテル・研修所清掃業務標準仕様書
 - ・TC貯水槽清掃業務標準仕様書
 - ・TC防災設備保守点検業務標準仕様書
 - ・TC雑排水管洗浄業務標準仕様書 等

②財務評価

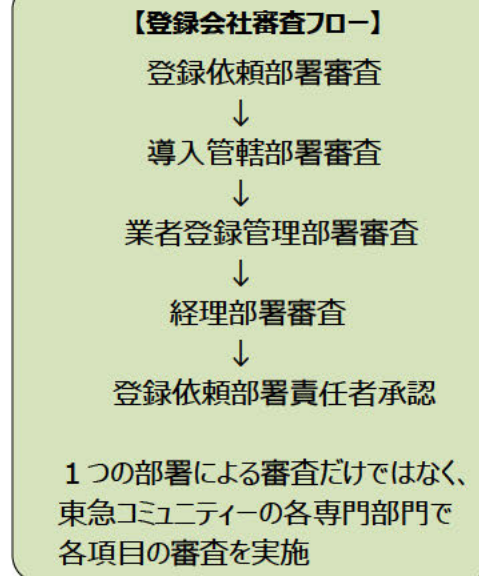
- ⇒業務執行体制の安定性
- ・登記簿謄本・会社案内
- ・直近2か年の財務状況の確認
- ・他会社以外との取引状況の確認

③コンプライアンス

- ⇒法令順守、個人情報保護に努めているか
- ・各種誓約書の提出
- ・個人情報の保管状況・体制の確認

④価格競争力

- ⇒既存取引業者と比較して、コストメリットがあるか
- ・相見積の取得、作業実績の確認
- ・見積単価、作業内容の検証



<再委託先登録制度>

●指導体制：清掃インスペクションの実施

・代表団体東急コミュニティーでは快適な施設づくりを行っていくため、清掃業務に関して物件担当者によるインスペクション（品質管理）を実施します。

【清掃インスペクション】

(1) 自主点検（基本頻度：1回/年）

清掃区域別点検要領を定め、人が集中する場所、汚れやすい場所、衛生上問題が生じやすい場所は **こまめに点検**を行います。また、清掃スタッフの指導を実施し、清掃状況の改善を図るとともに美観の向上に努めています。

(2) 総合点検（基本頻度：1回/年）

清掃箇所・部位ごと評価ポイントを設定し、現場点検を東急コミュニティー担当者及び清掃スタッフ責任者と現場点検を実施します。そして **清掃部位ごと**の評価集計を行い、**3もしくは4段階で総合評価**し、評価が低い場合は指摘箇所の改善指示し、指示どおりに改善されているか再点検し再評価します。



●指導体制：協力会社研修会の提案

・発注協力会社向けに主催する研修会に参加してもらい、品質向上について指導しています。

【清掃業務研究会 研修内容 一例】

(清掃協力会社 49社 90名参加)

1. 清掃インスペクション結果報告及び次年度年間計画
2. 事故・クレーム事例発表（協力会社 3社より 6事例について説明）
3. 清掃品質優良物件表彰
4. フロアマシン商品説明



<研修会風景>



<優秀結果取得会社への表彰>



<清掃新商品 発表会>

ウ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況

(管理業務を行うための人材育成、職員採用、研修計画等について、記載してください。また、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策等労働環境の確保のための方針について記載してください。)

● **運営に関わる研修**

- ・全職員が一丸となって、移動教室支援、市民利用支援ができるよう、安全管理、接客接遇に関する研修を、全運営職員が受講します。

研修名	目的	頻度	内容
接客技術研修	対象者に合わせた利用者対応の習得	年1回	接遇 ビジネスマナー
コンプライアンス研修	法律・条例・規則等の理解・遵守	年1回	CSR 推進チェックシートを利用したセルフチェック 個人情報の取り扱いルール
防災訓練	災害時の安全確保の確認	年2回	避難の手順の確認 避難場所の確認
安全管理研修	危険の予防 緊急時の対応確認	年1回	事故の予防対策 ハザードマップの確認 緊急対応マニュアルの確認
応急処置研修	けが人、病人への 応急処置対応	年1回	メディックファーストエイド(MFA) または、普通救命講習
衛生研修	食中毒の予防	年1回	食中毒について 食品の取り扱い 手洗い

- ・東急コミュニティーでは様々な用途の物件を管理しています。そのため、各部署に求められる能力が異なる場合があります。各事業部それぞれで研修を主催しています。
- ・例えば、ホテルや研修施設等の施設運営を専門に扱う部署では、独自にカスタマーサービス（CS）やクレーム研修等を実施しています。
- ・本施設においても必要な研修を受講し、日常の利用者サービスにも活用することを検討します。

<事例：ANA 接遇&マナー研修>

東急コミュニティーでは施設運営チームからの希望者を対象に、ANA ラーニング（株）の講師を招き、様々なシーンで求められる接遇とマナーについて研修を実施しました。座学の講義だけでなく、お辞儀や笑顔に関する実践的な指導を受けました。他施設ではホテルオークラ接遇研修も実施しています。



<マナー研修風景>

●事業担当の研修

- ・構成団体の国際自然大学校では、35年以上自然体験活動の企画運営および指導者養成を専門的に行っており、指導技術と知識を蓄積してきました。
- ・これまでの技術と知識を基に自然体験活動の指導法や安全管理を確認するための研修を定期的に行います。
- ・さらに、全国から自然体験活動指導者が集まる研修会に参加することで、各団体や青少年教育施設等から得た知識や情報を、当施設の管理運営に活用します。

名称	主催団体	研修目的・内容	効果
自然体験活動指導研修	国際自然大学校	体験学習法の指導や、安全管理技術の確認、人間関係作りの技術の習得を行う。	安全で教育効果の高い指導技術の習得を図る
関東甲信越地区青少年教育施設協議会 研修会	関東甲信越地区青少年教育施設協議会	国立・県立・市町村立の青少年教育施設に関する研究・情報交換等により、それぞれの管理運営の向上を図り、青少年教育事業の発展に資することを目的とする	各施設での教育課題に関する取り組みや・情報を共有し、職員の指導スキルの向上を図る
リスクマネジメント研修	自然体験活動推進協議会 (CONE)	野外活動におけるリスクマネジメントの基礎、ヒヤリハット事例、保険の基礎知識などを共有する。	リスクマネジメントの基礎知識習得
JONミーティング	日本アウトドアネットワーク (JON)	野外活動の専門家、指導者、業者による全国的な情報交換ネットワーク。野外活動における安全管理や野外活動における技術・ノウハウを共有する。	野外活動における安全性の強化および新たな活動へのヒントを得る

●設備・維持管理に関する研修

- ・維持管理業務におけるスキル向上のため、社内研修センター（東急コミュニティー技術研修センターNOTIA／所在地：東京都目黒区）を保有しています。
- ・維持管理のスペシャリストを育成する「技術研修機能」と、新しいメンテナンス手法を研究する「技術開発機能」の2つの機能を有しています。
- ・技術研修機能については、実際に設備に触れ研修を実施できるフロアを設置しており、各種研実技修を実施し、社員の建物施設管理スキルの向上に努めています。

技術研修センターNOTIA（ノティア）における研修



<NOTIA(ノティア)外観>



<設備自習フロア(防災・給排水)>



<設備実習のフロア(電気・空調)>

●職員採用について

- ・当グループでは、異動等の場合を除き、現スタッフを継続雇用します。
- ・職員の変更等で新たにスタッフを採用する場合は、以下の視点を考慮した採用方針とします。

①神奈川県内に在住している方

理由) 神奈川県に在住していると、その地域特性に理解があるためです。また、神奈川県民の雇用に少しでも貢献したいと考えております。

②野外活動に興味・理解がある方

理由) 利用されるお客様とコミュニケーションを取る際、野外活動に対し興味・理解がある方の場合専門的な話をすることができます。信頼関係を築くため、野外活動への興味・理解があることが望ましいと考えております。

- ・上記採用方針に則り、広く人材を募り、かつ多面的な採用活動を実施することで、愛川ふれあいの村の現場職員に適した方を採用したいと考えています。
- ・東急コミュニティーにおける現在の地元雇用は9人中7名です。東急コミュニティーは事務員・設備員・管理員等多種多様な職員の採用を行っており、今後も人材確保にあたり上記の視点を持った方の採用を実施します。

●労働環境の確保に係る取り組み

- ・東急コミュニティーでは、労働時間短縮、労働環境の改善の一環として2016年5月より在宅勤務制度、2018年1月よりモバイルワーク制度を導入し、テレワークの推進に努めてまいりました。その利用実績が評価され、総務省主催の「テレワーク先駆者百選」に選定されました。
- ・女性従業員数も増加しており、子育て支援の行動計画を策定・実施しているとして、「くるみんマーク」を取得（2008年11月11日付）さらに、健康経営の取り組みが優良として「健康経営優良法人2020（ホワイト500）」に認定されました。（2020年3月2日付）
- ・女性の活躍推進に関する取り組みが優れている企業として東京労働局より「女性活躍推進マーク（愛称：えるぼし）」を取得しています。（2016年11月21日取得）

一人ひとりが生き生きと働けるよう、性別に関わりなく活躍できるような環境を積極的に推進しています。仕事と生活を調和させることで、健康で豊かな生活を目指します。今後もコンプライアンス研修内でのハラスメント防止対策など、日常より留意を図り、従業員の声に耳を傾け、より円滑な職場環境の整備に努めてまいります。

テレワーク先駆者百選



くるみんマーク



ホワイト500



えるぼしマーク



今後も多様な従業員の活躍に向けて、柔軟な働き方が選択できる環境整備を実施します。

Ⅱ 管理経費の節減について

愛川ふれあいの村

8 財政的な能力

(経費積算内訳(収支計画書)、団体等の事業計画書、収支予算書、事業実績書、決算諸表により
審査しますので、記載不要です。)

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

愛川ふれあいの村

9 コンプライアンス、社会貢献

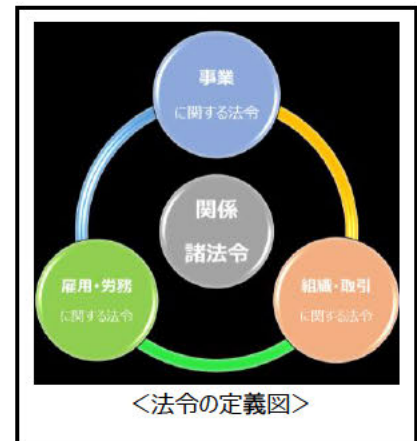
関係する法律・制度・政令等に則り、関係法令とともに社内体制についても再確認を行い、神奈川県ルールに沿った業務を遂行します。

(1) 諸規程の整備

(指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備の状況や、労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況について、具体的に記載してください。)

● 法令遵守に対する基本姿勢

- ・建物の運営・管理を実施するにあたり、様々な法律・制度・政令等が関係します。本施設の運営を実施するにあたり、遵守しなければならない法律・制度・政令等は多岐にわたります。
- ・関係諸法令といっても様々ですが、代表団体東急コミュニティーは「事業に関する法令」「組織や取引に関する法令」「雇用・労務に関する法令」の3分野に分けて法令遵守を考えます。
- ・各種法令等に従い適正な管理・運営を実施し、法令等に改正があった場合には、確実かつ柔軟に対応できる体制を構築します。



事業に関する法令

- ・宅地建物取引業、建設業法、保険業法、金融商品取引法、食品衛生法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律 等
- ・電気事業法、水道法、建築基準法、消防法、警備業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法(廃棄物処理法)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)、建築物環境衛生維持管理要領、地球温暖化条例、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)、計量法 等

組織・取引に関する法令

- ・会社法、J-SOX 法、個人情報保護法、持分法 等

雇用・労務に関する法令

- ・労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法 等

● 地域毎に定められている法令に対する対応

- ・建物の管理を実施するにあたっては、地方自治体ごとの独自の条例や細則があり、それらのルールに従った建物管理が必要となります。東急コミュニティーは、神奈川県定めるルールを遵守した、適正な管理を実施します。

- 神奈川県建築基準法施行条例・神奈川県建築基準法施行細則
- 神奈川県浄化槽保守点検業者登録条例・神奈川県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則
- 神奈川県地球温暖化対策推進条例・神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則
- 神奈川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律令 神奈川県バリアフリー法)

● 諸規定の整備

・各種関係法令に則り、人事・総務・経営企画・コンプライアンス等の部門において、現在 8 8 種類の規程と、建物管理・賃貸・工事部門を合わせ 6 2 種類のマニュアルを保持しています。規程は重要性別に定款から基準までの 5 階層に分かれ、全社的なルールとして機能しています。



所管部門	階層	規程名				
経営企画部	第1階層					
	第2階層	組織規程	職務権限規程	会議体規程		
	第3階層	IT基本規程	関係会社管理規程	財務報告に係る		
	第4階層	パンチャール制度規程	情報システム開発運用催促			
	第5階層	情報システム開発基準	関係会社管理規程運用基準			
監査部	第1階層					
	第2階層	内部監査規程				
	第3階層					
	第4階層					
	第5階層					
CSR推進部	第1階層					
	第2階層	企業倫理				
	第3階層	リスク管理規程	個人情報保護方針	個人情報保護規程	公益通報者保護規程	金融商品取扱業基本規程
	第4階層	環境方針	環境マネジメント規程			
	第5階層	CSR推進会議運用基準				
総務部	第1階層	定款				
	第2階層	取締役会規程	株主取扱規則	内部者取引防止規程	規程管理規程	
	第3階層	文書・情報管理基本規程	機密情報等取扱規程	文書取扱規程	決裁規程	商標管理規程
	第4階層	印章管理規程				
	第5階層	印章使用細則	車両管理規則	物品貸与規則	物品管理規則	携帯電話運用規則
人事部	第1階層	入退管理細則				
	第2階層	職務著作及び職務発明	社外団体取扱基準	マニュアル作成基準	社内運転免許 停止・取消基	
	第3階層	人事規程	勤務規程	人事考課規程	賞金支給規程	賞与支給規程
	第4階層	退職金支給規程	退職年金規程			
	第5階層	賞罰規則	職能資格等級規則	ジョブエキスパート社員・嘱託社員就業規則	パート社員就業規則	
経理部	第1階層	アルバイト就業規則	安全衛生管理体制規則	安全及び保険衛生規則	育児休業規則	介護休業規則
	第2階層	遺児育英年金運用規則	災害補償規則	役員定年制度規則	契約社員退職功労金	出張旅費規則
	第3階層	赴任旅費規則	海外駐在者の取り扱い規則	インセンティブ賞与支給規則		
	第4階層	ジョブエキスパート社員・母性健康管理運用基準	契約社員職務等級運用基準	セクハラ防止運用基準	リフレッシュ休暇制度運用基準	ボランティア休暇・休職 運用基準
	第5階層	厚生貸付運用基準	受託会計運用基準			
情報システム部	第1階層	経理規程				
	第2階層					
	第3階層					
	第4階層	経理細則	予算管理細則 (経営企画部 主管)			
	第5階層	有価証券取扱基準	与信管理運用基準			
発注管理部	第1階層					
	第2階層					
	第3階層	情報システム				
	第4階層	情報システム管理運用基準	情報システム管理基準			
	第5階層					
監査役会	第1階層	外注管理規程				
	第2階層					
	第3階層					
	第4階層					
	第5階層					
監査役会	第1階層					
	第2階層	監査役会規程	監査役監査基準	内部統制システム 監査実施基準		

● 取組み事例：技術情報の開示

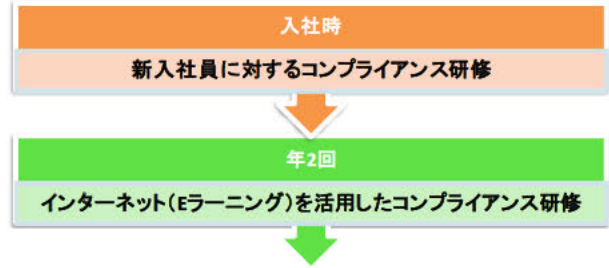
- ・代表団体東急コミュニティーでは、技術情報を専門に取り扱う「技術統括事業部」にて、関係法令の制定・改廃に関する情報収集・対応策の策定を行っています。
- ・関係法令について制定・改廃があった場合には、全社員の情報共有ツール「TC-Portal」内に、従業員向けに技術情報をまとめた「TTC-NET」というコーナーを設けています。

<「TC-Portal」内「TTC-NET」>



●コンプライアンス研修

- ・確実な企業倫理・法令知識の定着を目指し、東急コミュニティーでは従業員全員に対して、①入社時のコンプライアンス研修、②年2回のインターネットを活用した研修を実施します。
- ・毎月の研修を実施することで、コンプライアンスに対する意識の向上を図っています。



あなたのCSR推進チェック(第40回)	
項目	状況
	正解率 <input type="checkbox"/> 既読 <input type="checkbox"/> 読中 <input type="checkbox"/>
正しい事項や行動には○、間違っているものは×をつけてください。	
【CSR-コンプライアンス】	
Q1	「CSR」の推進や「コンプライアンス」は、当社の企業としての課題なので、従業員それぞれが取り組むものではない。
Q2	「CSR」を推進するには、「ステークホルダー」との良好な関係を保っていかねばならないが、この「ステークホルダー」とは、顧客、株主、従業員、関連企業等、企業活動によって直接的、間接的に影響を受ける利害関係者のことをいいます。
Q3	「コンプライアンス」とは「法令遵守」のことなので、法令さえ守っていれば、社内規程やマニュアルなどは参考とするだけで、守らなくても構わない。
Q4	環境対策はCSRの一環であり、当社でも環境方針を制定すべく検討中である。
Q5	コンプライアンスに違反すると、企業のイメージダウンに繋がるが、従業員のコンプライアンス違反が企業を倒産させるまでに影響することは無い。
【解答と解説】	
【解答】	
A1	× 企業の活動は従業員一人ひとりの活動から成り立っています。もちろん「CSR」の推進や「コンプライアンス」においても、皆さんに関係の無いことはありません。東急グループコンプライアンス指針においても「コンプライアンスとは、一人ひとりの従業員、従業員一人ひとりが意識をもって行動し、企業の社会的責任を果たしていくものである。」とされています。一人ひとりが自身の活動だと認識して活動しましょう。
A2	○ 「ステークホルダー」とは、顧客、株主、従業員、関連企業等、企業活動によって直接的、間接的に影響を受ける利害関係者のことをいいます。企業経営者や従業員は、この「ステークホルダー」と良好な関係を保ちながら事業活動をしていかなければなりません。
A3	× 「法令遵守」は「コンプライアンス」の最低限のレベルです。「コンプライアンス」には、法令だけでなく、社会規範や、当社のルールである規程やマニュアルを遵守することも含まれています。
A4	× 「環境対策はCSRの一環である」は正しい記述ですが、当社の環境方針は検討中ではなく、2010年(平成22年)に既に制定されています。
A5	× コンプライアンス違反が一回で毎年多くの企業が法的整理に至っています。倒産に至らなくても、企業イメージの低下のほか、営業停止などの処罰や入札参加を拒否されるといった直接的な影響を及ぼすことも十分にありえます。自分自身がそうした事態を招くことの無いよう、一人ひとりが当事者として取り組むことが重要です。

愛川ふれあいの村 現地職員
(チェックシートの実施)

↓ ↑

愛川ふれあいの村 所長
(コンプライアンス教育の実施)

↓ ↑

相模原支店
(チェックシートの集計)

↓ ↑

CSR推進部
(チェックシートのフィードバック)

＜コンプライアンスチェックシート(一例)＞

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

愛川ふれあいの村

9 コンプライアンス、社会貢献


「環境との共生」をキーワードに、豊かな自然環境の保全と、快適な生活の実現をすべく、環境活動を推進します。

(2) 環境への配慮

(指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況について記載してください。)

● 環境に対する考え方

- ・企業としての社会的責任を果たし企業価値や持続可能性の向上を目指すため、環境に与える影響を継続的に低減するための環境活動を推進すべく業務を実施いたします。
- ・代表団体東急コミュニティーの属する東急不動産ホールディングスグループでは地球環境保全を重要な経営課題と位置づけており、1998年に定めた環境基本理念のもと、各事業で幅広く環境保全に取り組んできました。
- ・環境への取り組みを一層推進するために、東急不動産ホールディングスグループ「環境ビジョン」を制定しました。



**都市と自然をつなぐ。
ひとと未来をつなぐ。**

東急不動産ホールディングスグループ

環境ビジョン 1998年基本理念策定 2011年改定

- ・環境理念 私たちは、都市と自然、人と未来をつなぐ価値を創造します。
- ・環境方針 私たちは、事業を通して環境と経済の調和に取り組めます。
- ・環境行動 私たちは、3つの視点で5つの課題に取り組めます。

● 3つの視点

- ・目標を開示して実行します。
- ・先進的な取り組みに挑戦します。
- ・社会の皆さまと協働して取り組めます。

● 5つの環境課題

- ・CO₂排出量削減
- ・生物多様性保全
- ・省資源
- ・水資源保全
- ・健康配慮

● 代表団体東急コミュニティーの環境方針

- ・代表団体東急コミュニティーは、環境に対する意識を高く持ち、人・社会・自然が調和した美しい生活環境の「創造」を通じて、「環境との共生」による持続可能な社会を実現することを基本理念としています。

「環境との共生」に向けた環境方針	
「環境との共生」に配慮した事業活動	事業活動において「環境との共生」に配慮したサービスの提供に積極的に取り組みます。
環境マネジメントシステムの運用・改善	地球環境の保全活動推進のため、全体的に活動可能な環境マネジメントシステムを整備し、また継続的な改善を図ります。
環境保全活動の推進	次の環境保全活動推進に努めます。 (1) 地球温暖化防止策としての省エネルギー、省資源活動。 (2) 循環型社会形成貢献策としての廃棄物の削減、再資源化活動。 (3) その他環境関連法令等への対応。
環境方針の周知	全従業員に環境方針を周知徹底し、環境保全に対する意識向上に努め、全従業員を挙げて環境管理を推進します。

●東急コミュニティーの取組み

- ・本事業において、「環境との共生」に配慮したサービスの提供に積極的に取り組みます。
- ・また、省エネルギー・省資源活動、廃棄物の削減・再資源化活動その他環境関連法令等への対応といった地域環境の保全活動推進のため、全社的に活動可能な環境マネジメントシステムを整備し、また継続的な改善を図ります。
- ・本施設においても、施設及び周辺環境への配慮を推進してまいります。

●「ビル管理優良事業者評価制度」の認定を取得（全国で 10 社認定）

環境負担低減のために活動及び寄与し、また顧客の行う環境負荷低減活動を支援するための技術力や提案力・マネジメント力を持っている事業者であるとの評価を受け認証されたものです。



●地球温暖化対策ビジネス事業者（平成 23 年度 EB-109-121）登録

東京都の地球温暖化対策の推進に協力、地球温暖化対策に係る知見及び技術を温室効果ガス排出事業者に提供する事業者として、登録を受けております。



●ボランティア活動を通じた環境活動

- ・「NPO法人緑のダム北相模」と協同で森林・竹林整備を実施しています。
- ・人手がなく荒れた森林・竹林の下草刈りや間伐作業、里山の保全活動、登山のための歩道の整備等を行っています。
- ・また、他にも活動の一環として、小・中学生や保護者の方に、山の中のものを利用してコースター作りや、収穫したタケノコをその場で、てんぷらや、タケノコ汁にするなどの体験を通して環境活動に対する啓蒙も行っています。



●清掃実施時における環境への配慮

- ・清掃業務で使用する清掃器具・清掃用品については、再利用・省資源・低公害をテーマに、グリーン購入商品をはじめとしたエコマテリアルを積極的に導入します。
- ・薬剤についても低公害をテーマに中性洗剤を使用します。生分解性 90%以上の薬剤を使用し、水質汚濁等へ配慮します。
- ・定期清掃の際には汚れ度合いによってエリア分けを行い、使用する洗剤・ワックス等の種類、使用量を調整します。

＜エコマテリアル商品例＞



パンチリNT マイクロクロスECO 糸ラージ

●グリーン購入

- ・業務に必要な消耗品等についても、エコ素材を使用した物を優先します。

- ①印刷用紙などは再生紙を活用し、備品についてはグリーン購入やリサイクル用品を活用します。
- ②東急コミュニティーの技術スタッフ、管理スタッフ等が着用するユニフォーム（作業服）は、エコマーク認定を取得しています。



Ⅲ 団体の業務遂行能力について

愛川ふれあいの村

9 コンプライアンス、社会貢献

誰もが自分らしく働くことのできる職場環境の創出を目指します。

(3) 障がい者等への配慮

ア 法定雇用率の達成状況、障がい者雇用促進の考え方と実績

(ア) 障害者雇用状況（令和元年6月1日現在）※1

	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障がい者数 (B)	実雇用率 (A) / (B) ×100	不足数 (A)×法定雇用率 ^{※2} - (B)
株式会社東急コミュニティー	7,546 人	170 人	2.26%	0 人
特定非営利活動法人 国際自然大学校	94 人	2 人	常時雇用している労働者の総数が100人を超えていないため雇用の義務はなし	

(イ) 未達成の場合の今後の対応

・達成しているため、記載なし

(ウ) 障害者雇用促進法に基づく国（事業所を所管する公共職業安定所長）からの障がい者雇入れ計画作成命令の有無

有（計画作成命令を受けた後の対応について）

無

(エ) 障がい者雇用促進の考え方と実績

（障がい者雇用を行う企業に優先的に発注するなど、障がい者雇用を促進する考え方や実績を記載してください。）

●障がい者雇用の考え方

- ・障がいのある方の能力を活かし、活躍できる雇用をすすめています。身体や精神の障がいを持つ方でもチャレンジできる業務など多数の事務業務をチームで担い活躍していただきたいと考えています。
- ・具体的に以下のような対応を実施し、積極的に雇用促進に努めています。

1. 公共職業安定所（ハローワーク）等専門機関の活用

公共職業安定所主催の障害者雇用促進セミナー、合同面接会への参画など**各種専門機関を活用**しており、雇用の促進に努めています。

2. 人事部業務支援センターでの人材活用

雇用した障がい者の方が社内で活躍していただけるよう、人事部内に「**業務支援センター**」を設けており、入社後も常用雇用した障がい者をバックアップしています。

3. 自社独自の採用活動の実施

障がい者雇用専用のインターネット採用広告や、大手新聞社の障がい者雇用特集広告への募集掲載、人材紹介会社からの紹介サービスなどの活用、東急コミュニティー地方支店（北海道、関西、九州など）を含めた**全国での採用活動の展開**など、東急コミュニティー人事部にて独自の採用活動を実施しています。

職種	就業時間	給与		休日
		基本給	新卒給	
事務Ⅰ	9:00～18:00 (休憩90分実働8時間)	140,000円	37,000円	年4回(8月、12月) 入社前除算あり ※実績:年間で基本給の前2ヶ月(考査が標準評価の場合)
事務Ⅱ	月～金 10:00～17:00 (休憩90分実働8時間)	103,700円	27,400円	年4回(8月、12月) 入社前除算あり ※実績:年間で基本給の前2ヶ月(考査が標準評価の場合)

※上記賃金は各郡国勤務の場合、各地域により賃金は異なります。
 ※勤続賞等はご指図に応じます。
 ※昇給対象手当…勤続年数×1.25
 ※休日出勤手当…勤続年数×1.35

応募方法
 応募は、「書類送付」で受付しております。

書類送付
 応募される方は、希望職種を明記の上、「履歴書・職務経歴書・障がい者手帳等」をご送付ください。
 ※送付先は、弊社「個人情報取り扱いに関する規約」に同意の上、お申し込みください。

[個人情報取り扱いに関する規約・送付先住所はこちら](#)

<採用情報－障がい者採用：募集要項ページ>

イ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえた取組みについての考え方

●「ともに生きる社会かながわ憲章」に沿った企業としての考え方と取組みについて

- ・東急コミュニティーが所属する東急不動産ホールディングスは障がい者を含めた全ての方の人権を尊重し、地域社会との共存共栄を掲げ事業に取り組んでまいりました。特に働く機会の均等を図るため、人種、宗教、性、年齢、障がい、国籍等に関わらない労働力の多様性、機会均等の向上、差別を減らすためのアクションなど、当社が積極的・自発的に社会的責任を果たすとともに、全従業員に人権問題の正しい理解と認識を推し進めています。
- ・当社を含む東急不動産ホールディングスとして、以下の方針や取組みを行っています。

方針

東急不動産ホールディングスグループは、雇用労働における基本的な権利として以下の項目を尊重し、従業員との共存共栄を図ります。

- (1) 差別の禁止：国籍、人種、宗教、思想信条、性別、年齢、性的指向、障がいの有無などに基づく一切の差別行為を排除し、雇用や就業における機会または処遇の均などを損なわないように努めます。
- (2) ハラスメントの禁止：職場の関係者に対し、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどの一切のハラスメントを行いません。またそのような発言、行動を一切容認しません。
- (3) 強制労働の防止：あらゆる形態の強制労働を排除し、防止に努めます。
- (4) 過重労働の抑制・時間外労働の低減：社員のワークライフ・バランスや健康維持・増進に配慮し、過重労働を抑制し、時間外労働を低減することを労務管理の基本方針とします。
また、日本国内においては「36協定」を順守します。
- (5) 児童労働の防止：児童労働を実効的に廃止することを支持し、実践します。
- (6) 結社の自由・団体交渉権の尊重：「結社の自由」「団体交渉権」を企業として尊重すべき基本的人権の要素と考え、労働組合の結成を認めている国や地域においては、労働協約において、従業員が団結権、団体交渉権、争議権を保有することを認めます。また、法令や慣行により労働組合の結成が認められていない国や地域においても、「結社の自由」「団体交渉権」の目的である労使間対話を通じた課題解決を実質的に推進します。
- (7) 最低賃金以上の賃金支払い：労働法令を順守し、従業員への最低賃金以上の賃金を支払うことを労務管理の基本方針とします。

人種、宗教、性、年齢、性的指向、障害、国籍に関わらない労働力の多様性、機会均等の向上、または差別を減らすためのアクション～働く機会の均等について

東急不動産ホールディングス株式会社では、東急不動産ホールディングスグループ各社における「人権の尊重」に関する行動基準を設け、グループ法務部コンプライアンスグループ及びグループ人事部人材開発グループが、人権問題に関し、当社が積極的・自発的にその社会的責任を果たすとともに、全従業員に人権問題の正しい理解と認識を推し進めています。

具体的な取り組みとして、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントほか各種のハラスメントや差別、LGBTに関する研修・eラーニング等を実施し、継続的に啓発活動を進めています。また、社内外にハラスメント等の相談窓口（コンプライアンス・ヘルプライン）を開設し、電話・メール等での相談を受け付けています。

また、グループ会社との間で情報連絡会を組織し、グループ全体で人権に対する意識向上への取り組みを進め、障害者雇用、外国人の国内採用などに積極的に取り組んでいます。

●「ともに生きる社会かながわ憲章」に沿った企業としての考え方と取組みについて

・本施設へ訪れる利用者、競技団体、関係者に対して憲章の理念を広く普及・啓発するため、以下の取組みを行います。

①館内玄関広間へ「ともに生きる社会かながわ憲章」のチラシを設置します。

②ともに生きる社会かながわの推進週間中には、各道場入口付近にポスターを掲示するなど集中的なPRを行います。



ウ 神奈川県手話言語条例への対応

・「3. 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金（2）サービス向上や利用促進のためも取組及び利用料金 ウ. 手話言語条例への対応（P32 参照）」へまとめて記載しています。

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

愛川ふれあいの村

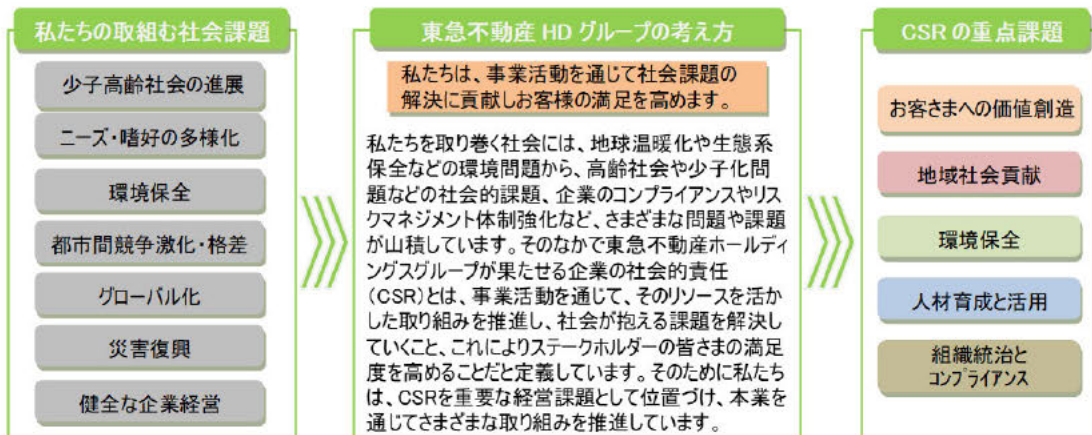
9 コンプライアンス、社会貢献

持続可能な社会の発展や豊かな社会づくりを目指し、社会貢献活動に取り組みます。

(4) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績

● CSRビジョン

・株式会社東急コミュニティーの属する東急不動産ホールディングスグループでは、持続可能な社会の発展や豊かな社会づくりをめざし、地域社会の課題解決につながる社会貢献活動に取り組んでいます。



● 社会貢献活動の実績

・株式会社東急コミュニティーの属する東急不動産ホールディングスグループでは、「日本に笑顔を」を合言葉に、2011年より継続して被災地支援を行っています。

みどりの東北元気キャンプ



みどりの東北元気キャンプは、野外活動家と臨床心理士が集まり、福島県を中心に被災した子どもの「こころのケア」を目的として裏磐梯の小野川湖畔で行われているプログラム。東急不動産ホールディングスグループは本プログラムにおいて、2011年の7月の第1回目以降、毎年春夏に、スタッフへの宿泊施設や各種機材の提供、ボランティアによる現地での写真撮影などの運営支援を行っています。

陸前高田市でのボランティア活動



グループ社員より有志を募り、陸前高田市において過去3年間で延べ400人以上のグループ社員がボランティア活動を行ってきました。活動内容は、当初ガレキの撤去や草刈り等を中心に行ってきましたが、2014年から農業や漁業の支援に切り換わるなど、時間を経て変化しています。

東日本復興応援プロジェクト from 銀座



2011年10月より、「東日本復興応援プロジェクト from 銀座」として東急不動産（株）保有の銀座Tビル1、2階を提供。茨城県の農産物を扱うアンテナショップや宮城県沿岸被災地域の特産品を扱う「銀座いきなり市場」、東北の食材を用いた「銀座つながる食堂」などが出店し、同スペースにおいてチャリティーイベントの企画を支援しました。気仙沼を始めとする沿岸地域の商工会議所等や銀座における各種団体に協力し、交流イベントや経済復興を支援しています。

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

愛川ふれあいの村

9 コンプライアンス、社会貢献

国連サミットで採択された 2030 年を期限とする 17 の国際目標において、啓蒙活動および「4.質の高い教育をみんなに」、「15.陸の豊かさを守ろう」に取り組みます。

(5) SDGs (持続可能な開発目標) への取組

(特に本施設の管理運営に関わるSDGsの目標(目標4)に関する取組があれば、それについての考え方について記載してください。なお、SDGsの概要は、参考資料14のとおりです。)

●SDGs 啓蒙活動

・朝日新聞が2019年8月におこなった調査によると、「SDGsという言葉を知っているか?」という質問に対して「ある」と答えた人は27%でした。本調査はこれが5回目で1回目から上昇傾向であることから、啓蒙活動が進んでいると評価できる一方で、73%が認知していないことから、啓蒙活動が引き続き重要であると考えます。本施設では、啓蒙活動として“一言カード”の掲示を検討しています。

・一言カードは、17の国際目標に対応する行動を明記し、あわせて、その行動が寄与する国際目標の概要を明記することで、目標と行動が理解できることを目的としています。本カードを施設内に点在させることで、利用者の目に多く触れる仕掛けづくりを行います。(図は構成団体国際自然大学校が運営する施設で実際に掲示中の一言カードです。)



●SDGsに関する団体としての取組みについて

・本施設においては、目標4および目標15のターゲットのうち、具体的に以下のように取り組みます。

目標4「質の高い教育をみんなに」 ターゲット (出典：グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン)	
4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ有効な学習成果をもたらす、自由かつ公平で質の高い初等教育および中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い早期幼児の開発、ケア、および就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.a	子ども、障害、およびジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

目標15「陸の豊かさを守ろう」 ターゲット (出典：グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン)	
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な管理の実施を促進し、森林破壊を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で植林と森林再生を大幅に増加させる。
15.4	2030年までに生物多様性を含む山地生態系の保全を確保し、持続可能な開発にとって不可欠な便益をもたらす能力を強化する。

取り組みのポイント

- ① 環境学習、教科学習プログラムの拡充 (ターゲット 4.1)
- ② 就学前教育に寄与するプログラムの拡充(ターゲット 4.2)
- ③ すべての人が安全に質の高い学習ができる環境を提供する(ターゲット 4.a)
- ④ 森林の持続可能な管理を実施する(ターゲット 15.2)
- ⑤ 山地生態系の保全を推進する(ターゲット 15.4)

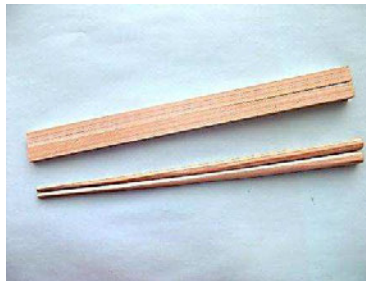


■ すべての人が安全に質の高い学習ができる環境を提供する ポイント③に対応

- ・本施設では、カラーバリアフリー(3(2)ア P.29 参照)や、筆談対応の準備(3(2)ウ P.32 参照)など、すべての人が生涯学習を受けられる環境づくりに努めています。
- ・構成団体国際自然大学校では、運営する指定管理施設において各施設の強みを生かした SDG s に関する取り組みを行っています。(例:大田区立伊豆高原学園において一言カードを掲示)

■ 環境学習、教科学習プログラムの拡充 ～間伐材の利活用プログラム～ ポイント①④に対応

- ・野外炊事やクラフトなどの木材をつかった既存プログラムにおいて、17 の国際目標のうち、「4. 質の高い教育をみんなに」および「15. 陸の豊かさを守ろう」について重点的に取り組みます。間伐材を利用することで、資源の利活用につながるとともに、間伐材を利用することの利点をわかりやすく指導することにより、環境教育効果を期待します。
- ・国際的な SDGs を身近な森に置き換えてわかりやすく指導すること、また間伐材を利用したクラフトを日常や家庭に持ち帰ることで、知り合いや家庭内でも話題となり村の利用者に限らず、広く認知がされていくことを目的とします。



<間伐材を使用した木彫り箸>



<間伐材を使用した焼き板>

② 就学前教育に寄与するプログラムの拡充 ポイント②④⑤に対応

- ・本施設では、「親子で楽しむ！あいかわ森のようちえん」など幼児向けのプログラムも複数実施しています。
- ・『自然観察路スタンプラリー』は、森の探検をしながら隠されたスタンプを集めるプログラムです。わかりやすいゲーム性は就学前の子どもにお勧めです。
- ・年間を通して実施ができ、雨天時には注意が必要ですが、自然環境のなかでのびのびと学習できる機会を醸成します。
- ・『バードコール』を作成する創作活動は、3 歳以上から参加できます。小鳥の鳴き声を真似て森の中で鳥たちと会話を楽しみ、もしかすると鳥が自分の側まで飛んでくるかもしれないというワクワクから、自然への興味関心を引くことが期待できます。



<自然観察路スタンプラリー>



<バードコール(創作活動)>

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

愛川ふれあいの村

10 指定管理者の実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 事故・不祥事への対応

(募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況について記載してください。)

● 有無状況について

- ・当グループの代表団体東急コミュニティー、構成団体国際自然大学校共に、募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事はございません。
- ・本施設に関わる運営者はもちろん、各社の全社員が事故や不祥事を発生しないよう、コンプライアンス教育等を実施します。

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

愛川ふれあいの村

10 指定管理者の実施にあたっての考え方、運営方針等

利用者からお預かりする個人情報を漏洩・改ざんなどのリスクから保護するための体制や教育の整備が整っています。

(2) 個人情報保護

(個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況について記載してください。)

●個人情報保護に関する考え方と今後の管理体制

- ・本施設にて業務上取り扱う「各種利用申込書」等の個人情報は、指定管理者そして神奈川県のパートナーとしての使命を果たすために、無くてはならないものであり、その個人情報を適切に保護することは当グループにとって大変重要な事項です。
- ・本施設の管理を行うにあたり最も重要な法令は、個人情報保護法を中心とした「情報管理」と考えます。コンプライアンス、リスク管理、情報管理・開示に関する体制構築と、定期的な教育の実施を図り、情報の徹底管理や秘密漏えい防止、電子情報のセキュリティ管理について、ルールを定め、その教育・研修の実施と周知・徹底に努めます。

●プライバシーマークの取得

- ・代表団体東急コミュニティーでは、2008年6月から一般財団法人 日本情報経済社会推進協会より、「個人情報について適切な保護措置を講ずる体制にある事業者」として「プライバシーマーク」の認定を受けています。
- ・プライバシーマークを取得するためには、個人情報保護方針の文書化、個人情報保護マネジメントシステム策定のための組織の作成、社員への教育等、全 11 ステップを認定申請時まで実施し、個人情報マネジメントシステムを構築する必要があります。
- ・また、認定後は 2 年毎に更新に関わる現地審査があり「ゴミ箱に個人情報が書かれたメモ・封筒等が捨てられていないか」、「パソコンがワイヤーで固定されているか」等の厳しい審査が実施されます。



<プライバシーマーク申請時に必要な 11 ステップ>



- 【STEP1】 個人情報保護のための組織を編成する
- 【STEP2】 個人情報保護方針を定め文書化する
- 【STEP3】 個人情報保護マネジメントシステムの作業計画をつくる
- 【STEP4】 扱う個人情報を洗い出す
- 【STEP5】 法令や国が定める指針、規範を特定する
- 【STEP6】 洗い出した個人情報のリスクを分析し、対策を講じる
- 【STEP7】 個人情報保護マネジメントシステムの内部規定を策定する
- 【STEP8】 個人情報保護マネジメントシステムを周知させるための教育を実施する
- 【STEP9】 個人情報保護マネジメントシステムの運用を開始する
- 【STEP10】 個人情報保護マネジメントシステムの運用状況を点検し改善する
- 【STEP11】 個人情報保護マネジメントシステムの見直しを実施する

- ・2018年4月にプライバシーマーク更新審査が実施され、書類審査および現地審査の結果、JIPDEC より付与適格決定を受けております。プライバシーマーク認定企業として、厳しいルールに則り、正しい管理体制を徹底します。

●個人情報保護のための管理体制

- ・利用者からお預かりする個人情報を漏洩・改ざんなどのリスクから保護するため、個人情報保護に関連する法令・規則、その他の規範を遵守するとともに、必要かつ適切な個人情報管理体制を構築し、維持することに努めます。
- ・当施設においては、個人情報保護に関する具体的な取扱い方法を以下のように明確に示し、これを実施します。

1. 組織的安全管理措置

安全管理について職員の責任と権限を明確にし、安全管理に対する規程や手順書の整備及び運用を行います。

2. 人的安全管理措置

個人情報管理担当者(東急コミュニティー 相模原支店長)・情報管理担当責任者(副所長)を選任し、現地職員への教育・訓練を実施します。

3. 物理的安全管理措置

- ①個人情報は施錠可能な書庫へ保管し、本施設外へ持ち出す際は所定の手続きを必要とします。
- ②シュレッダー、溶解処理によって個人情報を廃棄します。
- ③壁などへの個人情報の掲示、机上への放置を禁止します。

4. 技術的安全管理措置

- ①パソコン使用及び個々のデータの使用は、パスワードによる個人認証を実施します。
- ②本施設外へのメール(添付ファイル)は、データ漏洩対策ソフトを講じます。
- ③ 携帯電話・記録媒体(CD・USB メモリ等)内ファイルに対してもパスワード設定によるセキュリティを実施します。
- ④本施設で使用する全てのパソコンに対してウイルスチェックを定期的に行い、ウイルス感染によるデータの漏洩・破壊を防止します。
- ⑤メールを社外の複数の宛先に一斉送信する場合は、必ず以下の対応を行います。
 - ・送信前に送信先が BCC 設定になっている事を確認
 - ・送信者以外の最低 1 名による送信先 BCC 設定の確認(検証)



●個人情報取扱責任者への対応

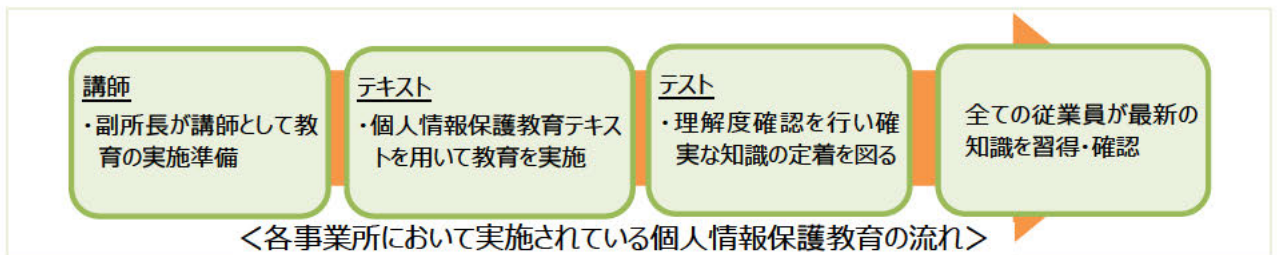
- ・管理職以上の社員に対し教育システム「e-ラーニング」にて個人情報保護に関する研修を定期的実施します。
- ・研修終了した管理職より各課員へ個人情報保護に関する教育を行い、全社員に重要性の認識付けをいたします。



<e-ラーニングによる個人情報保護教育研修の画面(一部)>

● 個人情報の保護に関する教育・研修の実施

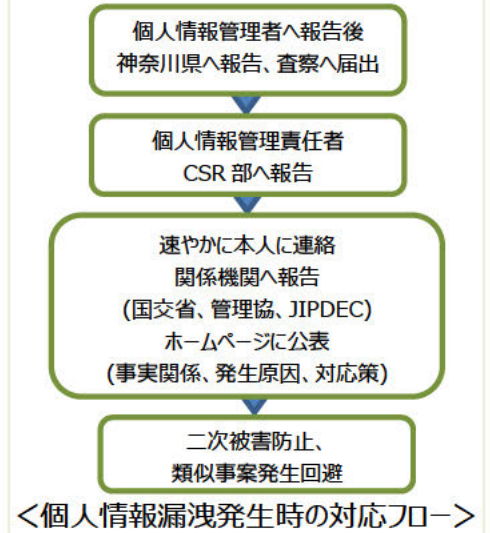
- ・管理職以上の社員に対し教育システム「e-ラーニング」にて個人情報保護に関する研修を定期的の実施します。
- ・代表団体東急コミュニティーでは、個人情報保護マネジメントシステムに基づき、年に1度全ての従業員に対して個人情報保護に関する教育を実施しています。
- ・本施設においては、個人情報管理者（東急コミュニティー 相模原支店長）の助言を得て、情報管理担当責任者（副所長）が講師となり、従事するスタッフに個人情報保護教育を行い、「当施設に即した研修」からさらに細かく「各業務内容に即した研修」を実施します。
- ・研修で基礎知識を身に付けるとともに、当施設や担当業務に即した研修を実施することで、個人情報保護に対する行動をより業務に近いものとして認識することができます。
- ・理念的な研修だけではなく、実際に現場業務で起こりえる事故事例や個人情報保護のテクニックについて理解を深めるため、年に数回テストを行います。
- ・教育終了後は受講者の理解度確認のためアンケートを実施する等、全てのスタッフが個人情報に関する最新の知識を習得・確認する体制を整え、より強固な個人情報保護体制を構築します。



＜個人情報保護教育テキストと研修時風景＞

● 個人情報の保護に関する教育・研修の実施

- ・万一、個人情報が漏洩した事実が発生した場合、速やかに神奈川県へ報告を行うとともに、指示に従い、迅速な対応に努めます。
- ・個人情報を流出させてしまった場合は右記のフローに沿った対応をします。また、再発防止に向け従業員の教育の徹底を図るとともに、関係する従業員がいた場合については、賞罰規程に則り、懲戒処分を与える等、厳しく対処いたします。
- ・その従業員が退職後の従業員である場合には入社時に取り交わした機密保持の誓約書の内容を従業員に再確認すると共に、保持している個人情報の回収及び指導等を行います。



Ⅲ 団体の業務遂行能力について

愛川ふれあいの村

11 これまでの実績

様々な施設管理の実績を生かし、神奈川県「ベストパートナー」として、管理・運営に従事します。

(1) 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

(指定管理施設の特性を活かせるような類似施設的良好な管理実績がある場合には、概要を記載してください。※類似施設には、足柄ふれあいの村及び愛川ふれあいの村を含みます。)

●類似施設の管理実績

- ・代表団体東急コミュニティー及び構成団体国際自然大学校は、教育施設・宿泊施設・図書館等、様々な用途の建物を指定管理者として運営を行っています。
- ・また、神奈川県内においては、「川崎市黒川青少年野外活動センター」「神奈川県営住宅」「神奈川県立武道館」「横浜市青葉区民文化センター（フェアホール）」等、指定管理者として県内 24 件の建物の管理運営を行っています。
- ・これまでの実績と経験を十分に発揮し、本施設の運営に取り組みます。

●体験学習施設（指定管理者） 「東急コミュニティー・国際自然大学校グループ」の実績

施設名	所在地	施設用途	業務内容	管理期間
神奈川県立 愛川ふれあいの村	神奈川県 愛甲郡愛川町	宿泊室、集会室、 食堂、大浴場、 野外炊事場、サッカー場、 体育館、他	・施設運営業務 ・青少年教育関連業務 ・集団活動指導、助言業務 ・生涯学習振興業務 ・利用者受入業務 ・施設維持管理業務 ・食堂運営実施業務	H23.4.1～H28.3.31 H28.4.1～R3.3.31
埼玉県立 名栗げんきプラザ	埼玉県 飯能市上名栗	宿泊室、集会室、 プラネタリウム、キャンプ場、 食堂、大浴場、 野外工作室、他	・施設運営業務 ・青少年教育関連業務、 ・集団活動指導、助言業務 ・生涯学習振興業務 ・利用者受入業務 ・施設維持管理業務 ・食堂運営実施業務	H21.4.1～H24.3.31 H24.4.1～H29.3.31 H29.4.1～R4.3.31
葛飾区立 日光林間学園	栃木県 日光市花石町	宿泊室、大広間、 ホール、会議室、保健室、 自炊室、管理人室、 職員室、機械室、食堂、 浴室、図書コーナー、他	・施設運営業務 ・青少年教育関連業務 ・集団活動指導、助言業務 ・生涯学習振興業務 ・利用者受入業務 ・施設維持管理業務 ・食堂運営実施業務	H22.4.1～H25.3.31 H25.4.1～H30.3.31 H30.4.1～R5.3.31
埼玉県立 神川げんきプラザ	埼玉県 児玉郡神川町	宿泊室、講堂、食堂、 研修室、体育館、 テニスコート、運動広場、 ターゲットポートゴルフ場、 キャンプ場、駐車場、他	・施設運営業務 ・青少年教育関連業務、 ・集団活動指導、助言業務 ・生涯学習振興業務 ・利用者受入業務 ・施設維持管理業務 ・食堂運営実施業務 ※国際自然大学校は業務委託にて運営	H23.4.1～H28.3.31 H28.4.1～R3.3.31
川崎市青少年の家	神奈川県 川崎市宮前区	宿泊室、研修室、 応接・会議室、映写室、 談話室、音楽室、プール、 キャンプファイター場、 屋外炊飯場、他	・施設運営業務 ・青少年教育関連業務、 ・集団活動指導、助言業務 ・生涯学習振興業務 ・利用者受入業務 ・施設維持管理業務 ・食堂運営実施業務	H28.4.1～R3.3.31
千葉県立 水郷小見川 少年自然の家	千葉県 香取市	宿泊室、研修室、和室、 創作室、柳インテリションルーム、 体育館、プラネタリウム、 キャンプ場、野外炊事場、 営火場、屋外便所、 ミルバー、他	・施設運営業務 ・青少年教育関連業務、 ・集団活動指導、助言業務 ・生涯学習振興業務 ・利用者受入業務 ・施設維持管理業務 ・食堂運営実施業務	H28.4.1～R3.3.31

● 体験学習施設（指定管理者） 「株式会社東急コミュニティー」の実績（業務委託含む）

施設名	所在地	施設用途	業務内容	管理期間
千葉県立 君津亀山 少年自然の家	千葉県君津市	宿泊室、研修室、食堂、 創作室、天体観測場、 体育館、プラネタリウム、 キャンプ場、営火場、 野外炊事場、他	事務管理業務 ・巡回点検業務 ・緊急対応業務 ・建物診断業務 ・清掃業務	H18.4.1～H23.3.31 H23.4.1～H28.3.31 H28.4.1～R3.3.31
千葉県立 手賀の丘少年 自然の家	千葉県柏市	宿泊室、創作室、食堂、 研修室、多目的ホール、 体育館、プラネタリウム、 キャンプ場、野外炊事場、 営火場、ゲラウト、他	・プラネタリウムコンテンツ提供業務 ※業務委託にて実施	H28.4.1～R3.3.31
神戸市立 自然の家	兵庫県神戸市 灘区六甲山町	宿泊室、研修室、 多目的ホール、食堂、 事務室、体育館、浴室、 キャンプ場、野外炊事場、 フィールドアスレチック、カー場、 他	事務管理業務 設備管理業務 設備保守業務 清掃管理業務 保安警備業務	H26.4.1～H30.3.31 H30.4.1～R5.3.31

● 体験学習施設（指定管理者・PFI 事業） 「国際自然大学校」の実績（業務委託含む）

施設名	所在地	施設用途	業務内容	管理期間
川崎市 黒川青少年 野外活動センター	神奈川県 川崎市 麻生区黒川	宿泊室、集会室、 工作室、調理室、 野外炊事場、 ゲラウト、シャワールーム、他	・青少年教育関連業務 ・集団活動指導、助言業務 ・生涯学習振興業務 利用者受入業務 ・施設維持管理業務	H18.4.1～H21.3.31 H21.4.1～H26.3.31 H26.4.1～H31.3.31 H31.4.1～R6.3.31
厚木市 七沢自然ふれあいセ ンター	神奈川県 厚木市七沢	宿泊室、集会室、 食堂、大浴場、 野外炊事場、 キャンプファイヤー場、 体育館、工作室、他	・青少年教育関連業務 ・集団活動指導、助言業務 ・生涯学習振興業務 ・利用者受入業務 ※業務委託にて運営	H26.4.1～H30.3.31 H30.4.1～R2.3.31
大田区立 伊豆高原学園 （※PFI）	静岡県 伊東市八幡野	宿泊室、集会室、 食堂、大浴場、 野外炊事場、 キャンプファイヤー場、 体育室、工作室、他	・青少年教育関連業務 ・集団活動指導、助言業務 ・生涯学習振興業務 ・利用者受入業務	H27.4.1～R12.3.31
明石市立少年自然 の家	兵庫県 明石市	宿泊室、実習室、 研修室、野外炊飯施設、 体育館、ゲラウト、他	・青少年教育関連業務 ・集団活動指導、助言業務 ・生涯学習振興業務 ・利用者受入業務	H30.4.1～R3.3.31

Ⅲ 団体の業務遂行能力について

愛川ふれあいの村

11 これまでの実績

(2) 神奈川県又は他の自治体における指定取消しの有無

(県又は他の自治体において指定管理業務を行っていた際の、指定の取消しの有無について記載してください。)

●有無状況について

- ・当グループの代表団体東急コミュニティー、構成団体国際自然大学校共に、指定管理者運営期間内における他の自治体の指定取消しはございません。
- ・引き続き、本施設やその他施設においても、安定した運営管理を実施します。